明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○放送法施行規則の一部を改正する省令（総務一）　一
○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働一）　三
〔規　則〕
○遺失物法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一）　六
〔官庁報告〕
公認心理師試験委員の公告（文部科学省・厚生労働省）　六
公認心理師試験の施行（同）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決関係　吾
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

省令

○総務省令第一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十三条第二項の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十日

総務大臣　松本　剛明